

入札のご案内

令和 6 年度 第 1 回立木資格付一般競争入札

入札日 令和 6 年 6 月 21 日(金)

場所: 下越森林管理署村上支署

開始: 10 時 30 分

締切: 10 時 35 分(同時開札)



第 2 号物件(1390 け 2 林小班)

下越森林管理署村上支署

〒958-0033

新潟県村上市緑町 3 丁目 1 番 13 号

Tel: 0254(53)2151

立木資格付一般競争入札のご案内

拝啓

初夏の候、皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から国有林野事業の業務運営に当たり、格別なご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、令和 6 年度 第 1 回立木資格付一般競争入札を令和 6 年 6 月 21 日(金)に行うことといたしました。つきましては、販売物件を熟覧のうえ、入札にご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

皆様方には、日頃から国産材の利用拡大へのご尽力に感謝を申し上げますとともに、これからも国有林材のご愛顧、ご愛用のほど、宜しくお願い申し上げます。

当日のご来署を心よりお待ち申し上げます。

敬具

下越森林管理署村上支署長 後藤 寿也

公 売 公 告

令和6年5月20日

分任契約担当官

下越森林管理署村上支署長 後藤 寿也

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参考し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売扱規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和6年6月21日（金）

入札開始 10時30分

締切 10時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

下越森林管理署村上支署 2階 会議室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒958-0033

新潟県村上市緑町3丁目1番13号

(2) 到着期限 6月20日（木） 16時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と
朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売扱番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

力 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の（特約事項・入札条件等）については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」（別紙1－2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れました入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても、受理しません。また、どのような事由があつても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和6年6月27日（木）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.10%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を下越森林管理署村上支署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を下越森林管理署村上支署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：下越森林管理署村上支署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：下越森林管理署村上支署で閲覧して下さい。

下越森林管理署村上支署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/murakami/index.html>

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、下越森林管理署村上支署 業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たつて森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 適格請求書（インボイス）の交付について
 - ア 国は適格請求書発行事業者です。
 - イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。
詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

下越森林管理署村上支署 業務グループ（経営担当）
電話番号 0254-53-2151

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

特約事項

- 1 物件を買受けた方は、伐採搬出に際して労働安全衛生に十分配慮し、作業制限事項等を遵守のうえ作業してください。事故や災害が起きた場合には、速やかに管轄森林事務所及び下越森林管理署村上支署に連絡をしてください。
また、事業着手前に「立木販売箇所の作業計画届(別紙4)」、「無料利用請書(別紙5)(※区域外の利用がある場合のみ)」を管轄森林事務所へ提出してください。
・村上森林事務所：新潟県村上市緑町3-1-13 (TEL:0254-52-2200)
・館腰森林事務所：新潟県村上市大場沢1943-3 (TEL:0254-72-1006)
- 2 買い受けた物件の対象木は、全て伐採・搬出してください。やむを得ず棄権する場合は森林官等と協議してください。
- 3 伐採搬出作業時に発生する末木枝条・伐根等が沢に入らないよう注意してください。また、搬出終了時には、森林官の確認、指示を得てください。(手直しも想定されることから林業機械収去前とする)
- 4 皆伐の物件については、残材等がないように伐採・搬出をお願いいたします。加えて、搬出完了後の跡地を検査した後に地拵・植付を計画していることから、末木枝条等は、極力まとめて集積してください。
- 5 全ての物件について、小班内に作業道がありません。そのため、契約立木に加えて、作業道支障木の売り払いが必要となりますので、ご承知おきください。
- 6 森林作業道について地形、地質、土質等の条件を考慮しない路線設計や不適切な排水処理、縦断勾配、切土高等、作設指針に基づかない作設したことに起因し、一部地域の皆伐後の造林地等において台風や大雨により森林作業道の表土等が林地や林道等へ流出する事例が発生していることから、「特記仕様書」に基づき森林作業道を作設してください。
- 7 伐採搬出作業に当たって、国有林と民有地の境界に埋設してあります「境界標」を損傷しないよう十分注意してください。万一、不注意により損傷した場合には買受人の負担で復元していただきます。
- 8 林産物や林業機械のトラック運搬については、運搬に使用する車両が運搬区域を走行できるか現地確認の上、入札してください。また、私道・公道の利用における申請等については、買受人において所定の手続きを行ってください。
- 9 民有地を搬出等に使用する場合は、民有地所有者との交渉は、買受人が行ってください。
- 10 間伐売払い区域内の作業道の作設にあたっては、物件材積の5%を超えないように検討していただくとともに、搬出支障木の調査・売払いは、1回を原則とします。
- 11 作業道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合には、搬出支障木の調査及び手続きに時間を要しますので、予め余裕を持って管轄森林事務所に申し出てください。また、必ず、支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振り込み証書の写しを村

上支署に提出の上、作業に着手してください。

12 狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と標示した看板等を、作業地の入り口等分かりやすい箇所に掲示してください。

特約事項（立木販売） (伐採・搬出、森林作業道等作設)

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。

- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する10日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、下越森林管理署村上支署長へ提出し、その承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - (3) 買受人は(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要が生じたときは、その変更について森林官を経由の上、下越森林管理署村上支署長に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、下越森林管理署村上支署長の承認された後に着手すること。

- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - (1) 路網

ア 配置

(ア) 路網は、フォワーダ等車輌系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 下越森林管理署村上支署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は下越森林管理署村上支署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

入札物件一覧表

| 物件番号 | 物件所在地 | | | 林齢 | 面積(ha) | 保安林指定 | 伐採種 | 樹種 | 数量 | | 備考 |
|------|-------|------|--------|----|--------|-------|-----|----|-------|----------|-----|
| | 市町村 | 国有林 | 林小班 | | | | | | 本数 | 材積 | |
| 1 | 村上市 | 大栗田山 | 1009る2 | 50 | 6.75 | 有 | 間伐 | スギ | 5,523 | 2,728.03 | 国有林 |
| | 村上市 | 大栗田山 | 1009る3 | 50 | 0.13 | 有 | 間伐 | スギ | | | |
| | 村上市 | 大栗田山 | 1009る4 | 50 | 2.68 | 有 | 間伐 | スギ | | | |
| | 村上市 | 大栗田山 | 1009る5 | 51 | 2.10 | 有 | 間伐 | スギ | | | |
| | 村上市 | 大栗田山 | 1009わ1 | 36 | 4.97 | 有 | 間伐 | スギ | | | |
| | 村上市 | 大栗田山 | 1010ろ | 56 | 2.20 | 有 | 間伐 | スギ | | | |
| 2 | 関川村 | 湯沢山 | 1390け1 | 55 | 0.75 | 有 | 間伐 | スギ | 1,106 | 648.00 | 国有林 |
| | 関川村 | 湯沢山 | 1390け2 | 55 | 2.08 | 有 | 間伐 | スギ | | | |
| 3 | 村上市 | 大平 | 1036ぬ | 53 | 7.88 | 無 | 間伐 | スギ | 2,078 | 1,444.94 | 国有林 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | 29.54 | | | | 8,707 | 4,820.97 | |
| | | | | | | | | | | | |

< 現地案内について >

現地案内を下記の日程により行いますので、多数のご参加をお待ちしております。

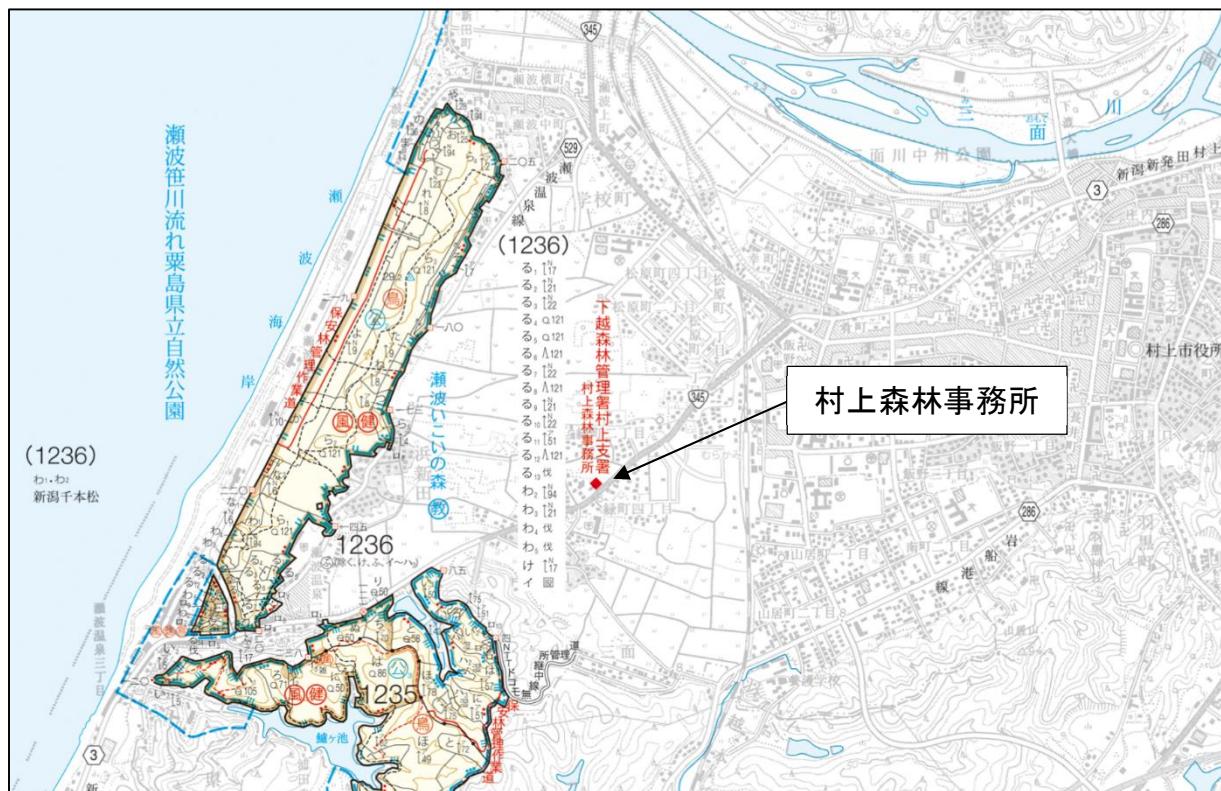
| 物件 | 日時 | 集合場所 | 案内者 |
|-------|------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 1, 2号 | 6月6日(木) 9時00分 | 村上森林事務所 村上市緑町 3-1-13 | 専門官(村上・女川) 澤口 森林整備官(経営) 伊藤 |
| 3号 | 6月5日(水) 9時00分 | 館腰森林事務所 村上市大場沢 1943-3 | 森林官(館腰) 石栗 森林整備官(経営) 伊藤 |

物件の入札を検討される方は、必ず現地案内に参加してください。

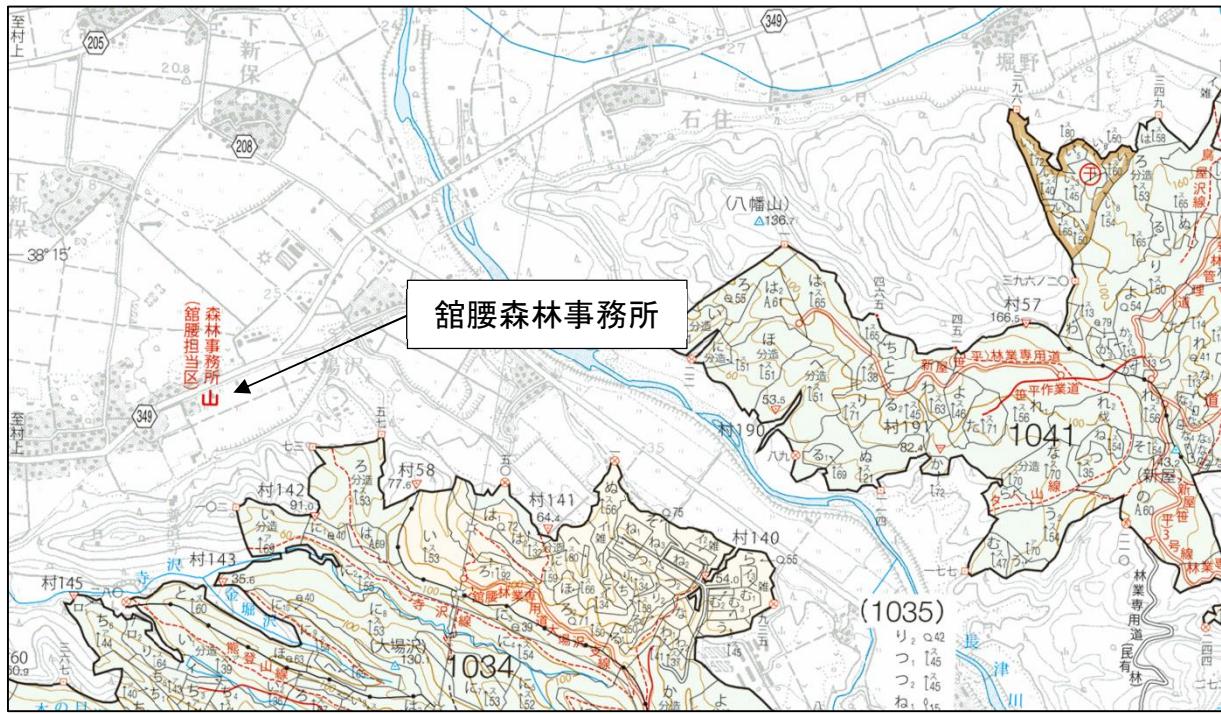
現地案内日時に、ご都合のつかない場合は、下越森林管理署村上支署(経営担当)まで、ご連絡をお願いいたします。

< 現地案内集合場所 >

【1, 2号物件】



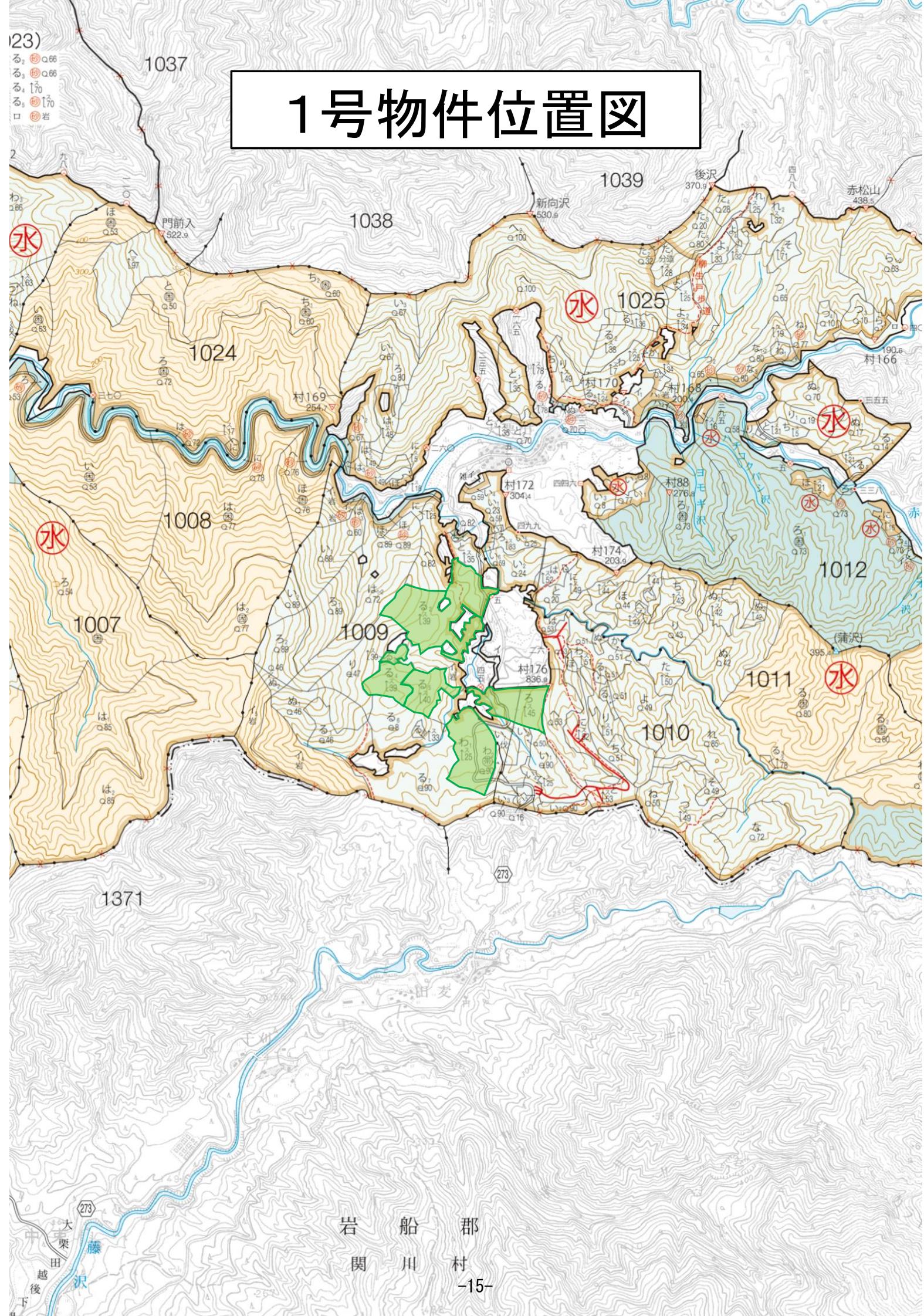
【3号物件】



123)

1037

1号物件位置図

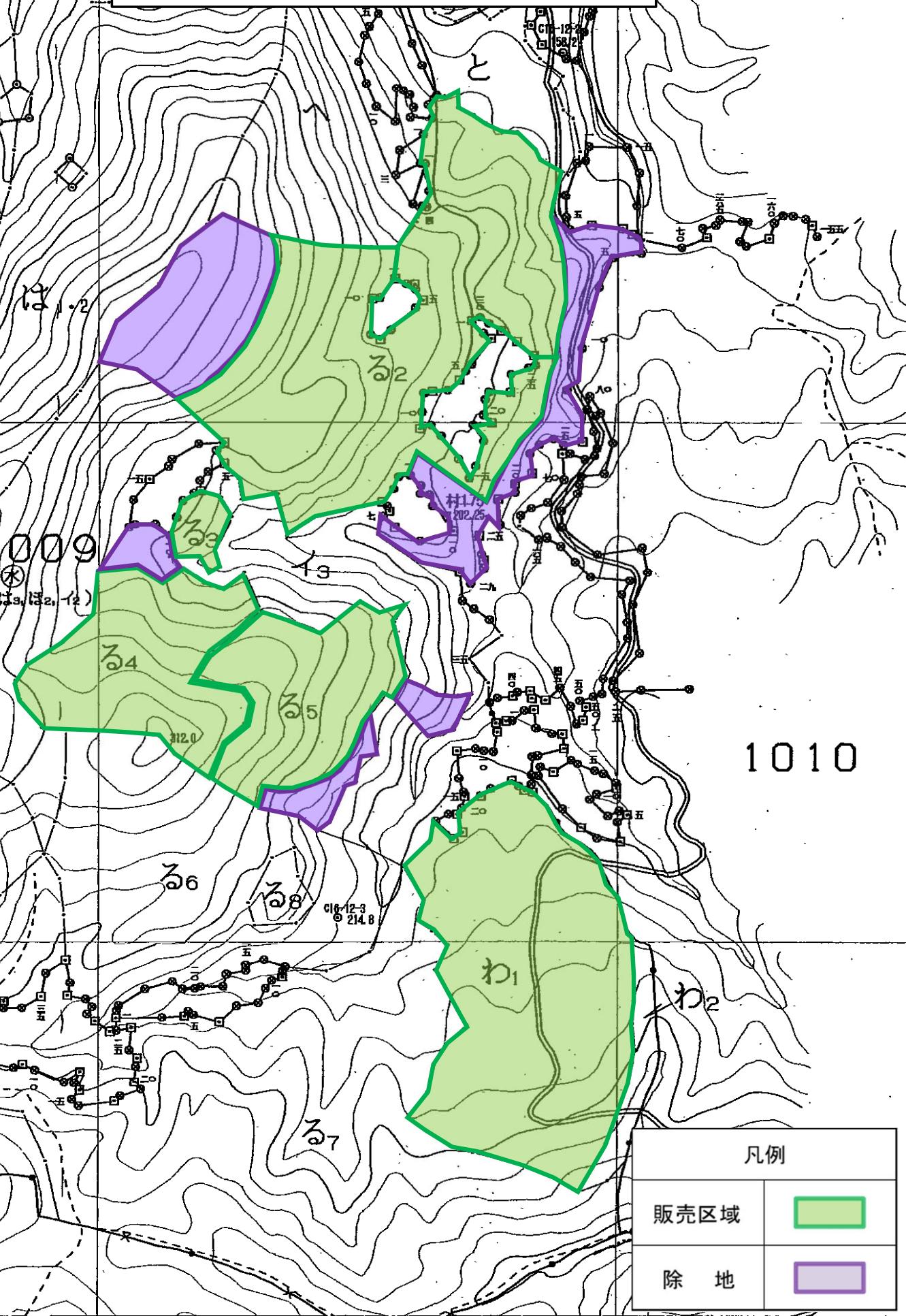


岩船郡

関川村

1号物件区域図

101



1号物件区域図

1009

村上市
岩船郡関川村

凡例

販売区域

1

除 地

1

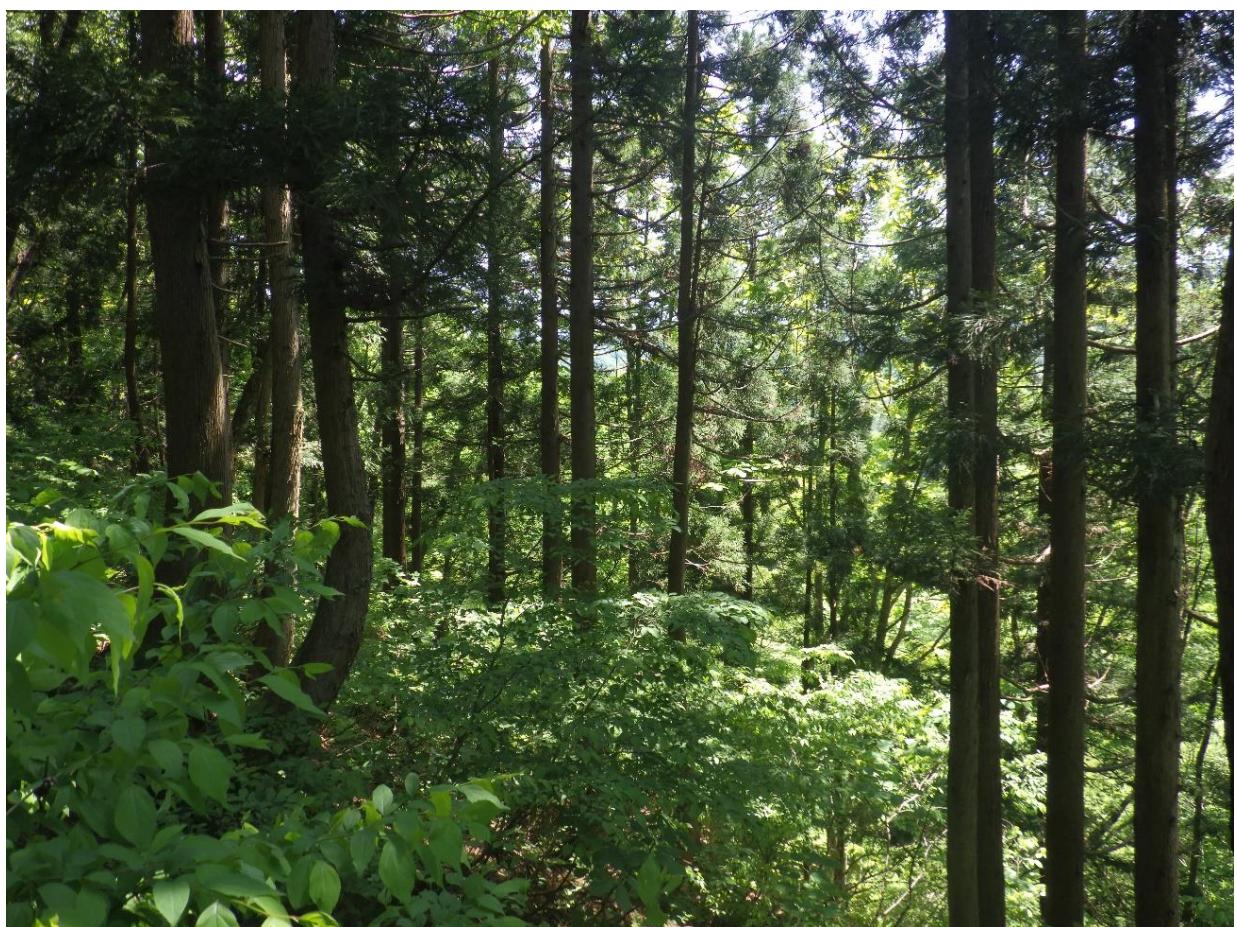
物件明細書

現地写真



物件明細書

現地写真



物件明細書

現地写真



物件明細書

現地写真



物件明細書

現地写真

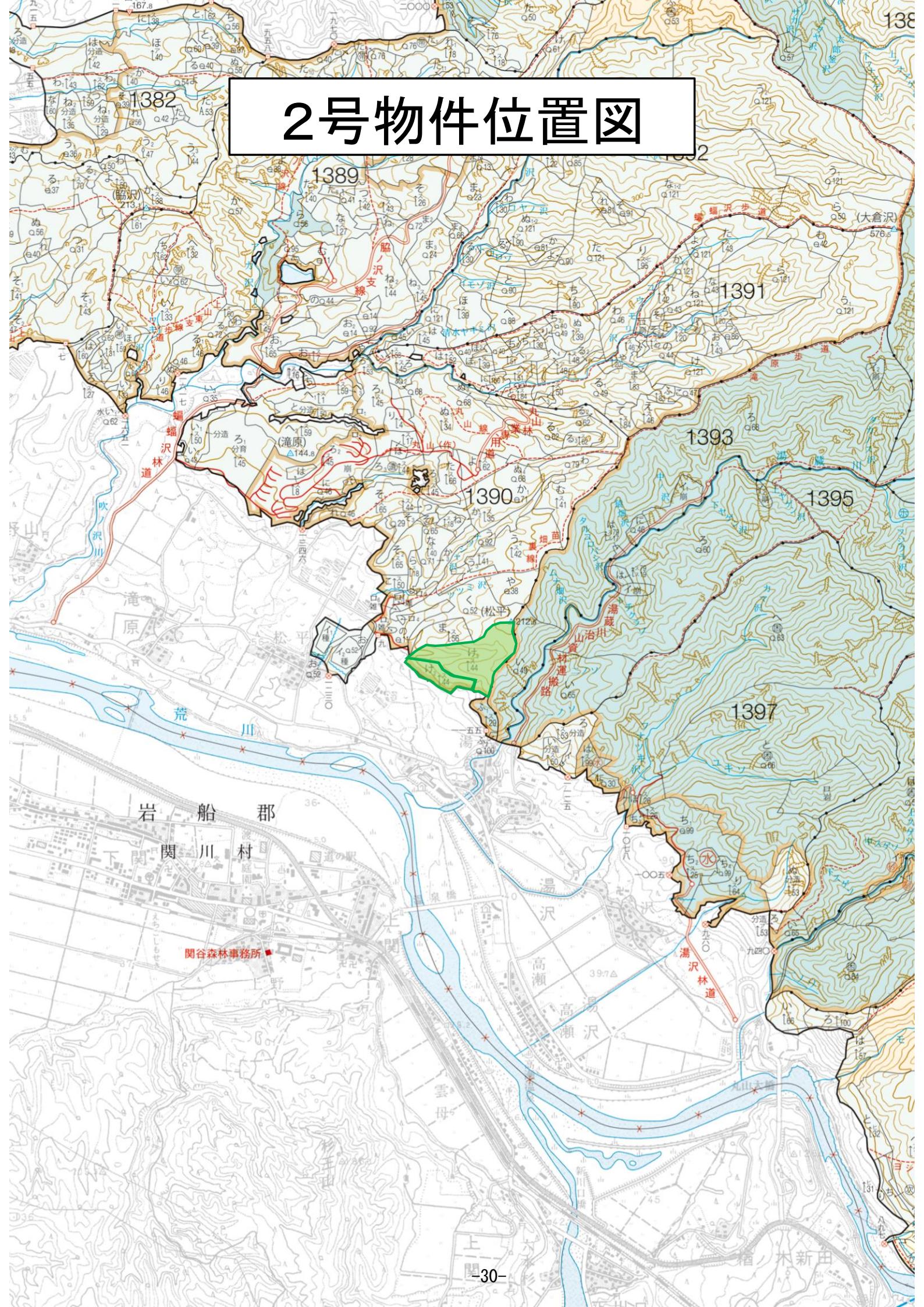


物件明細書

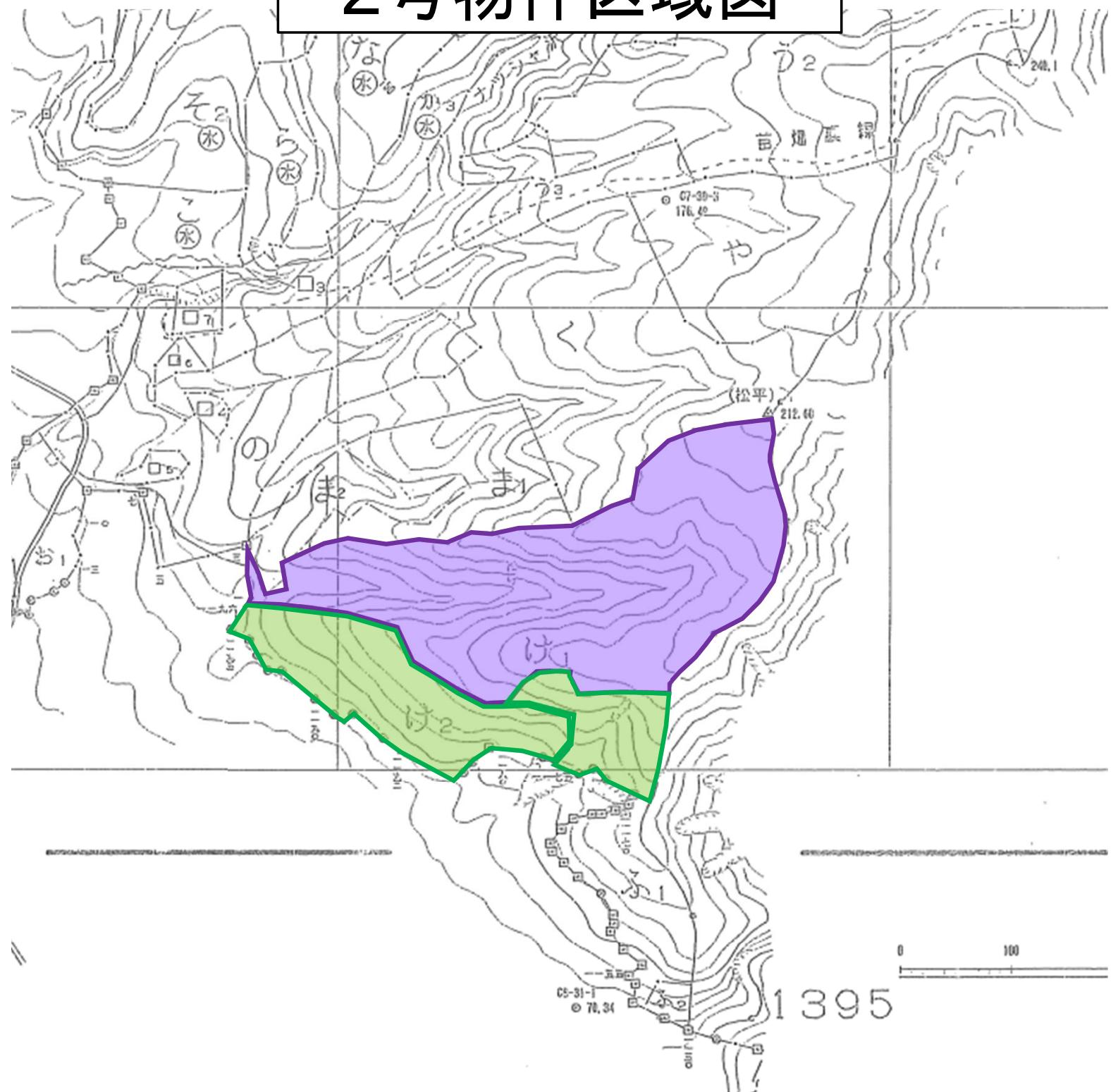
現地写真



2号物件位置図



2号物件区域図



凡例

販売区域



除 地



物件明細書

現地写真

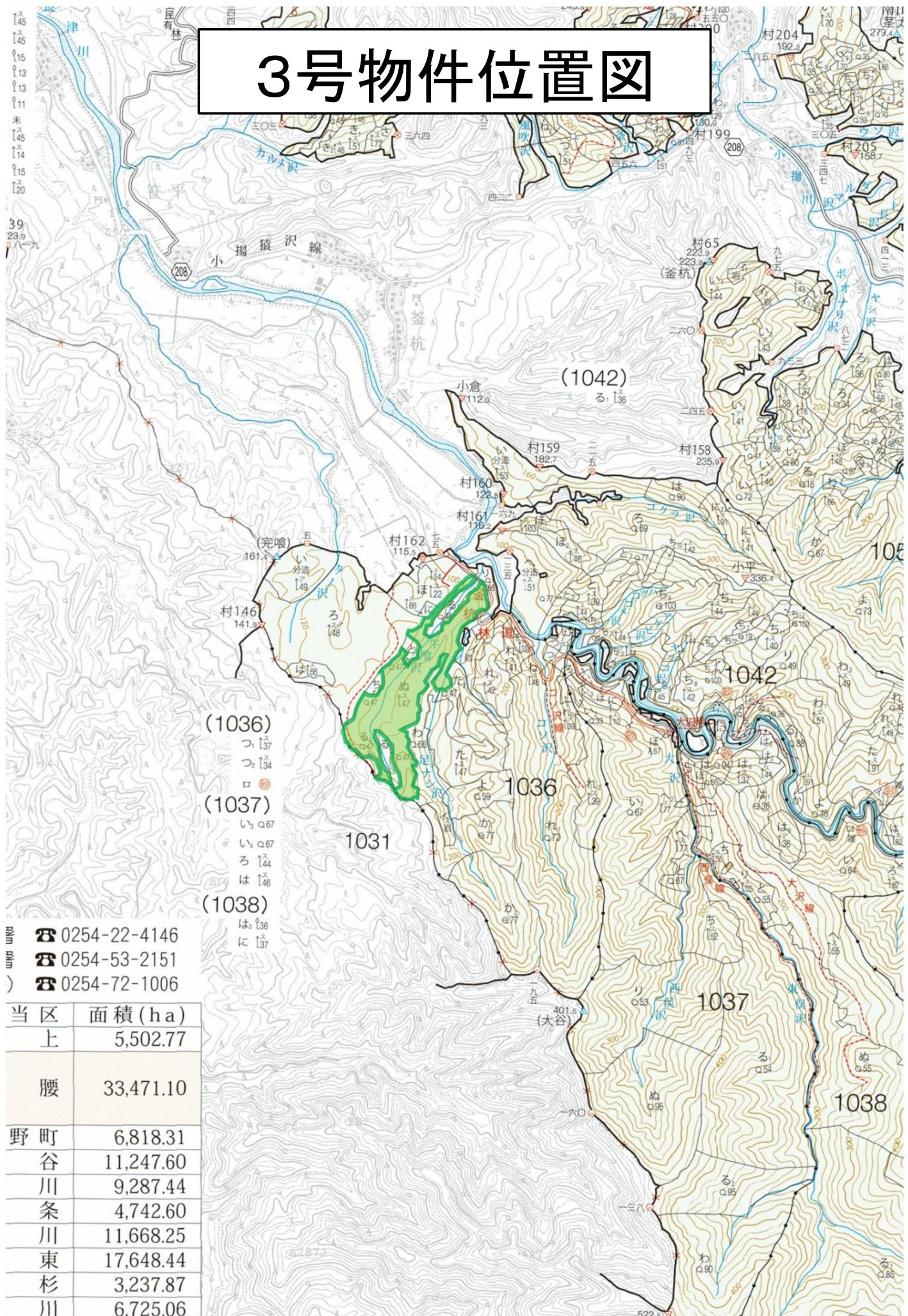


物件明細書

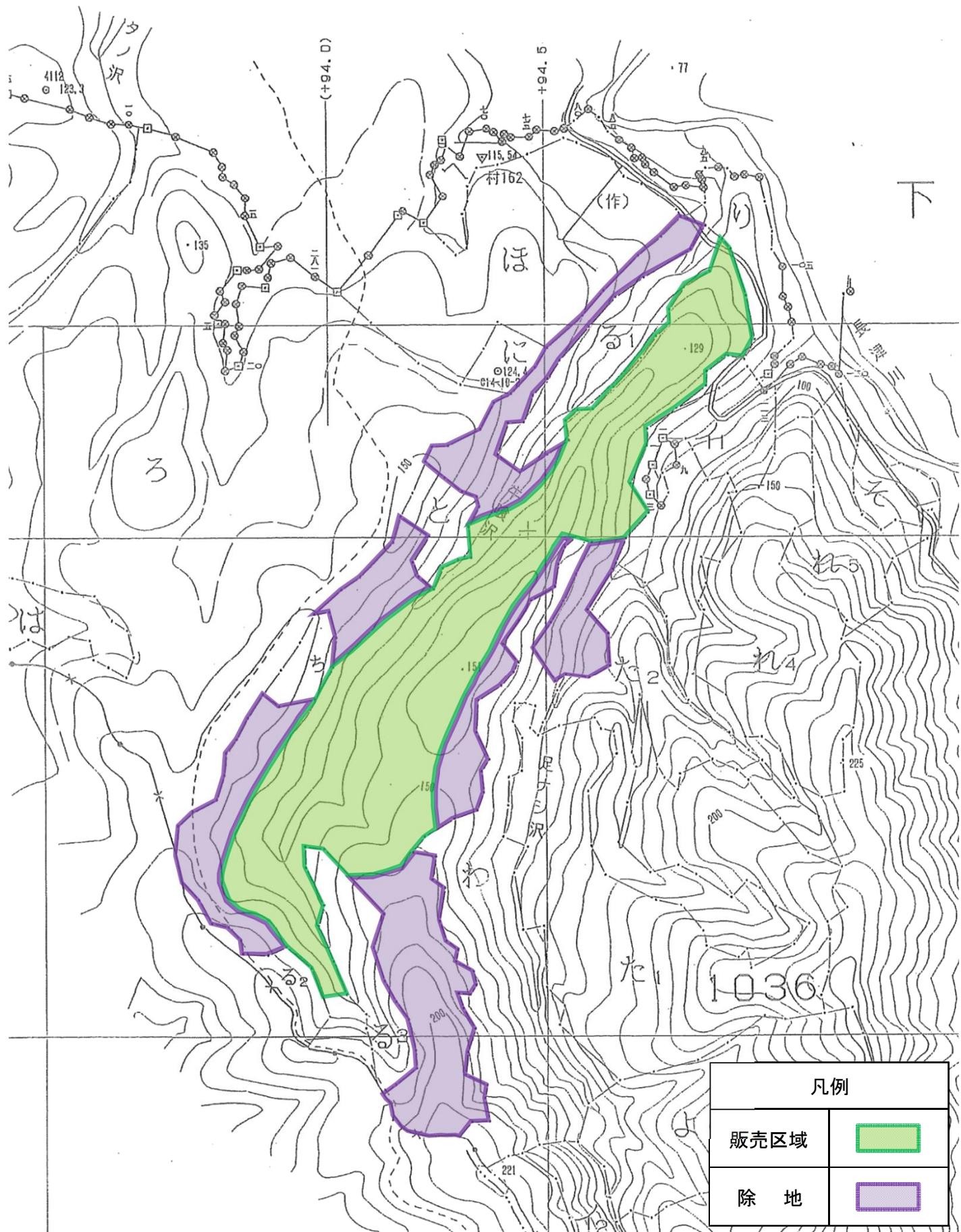
現地写真



3号物件位置図

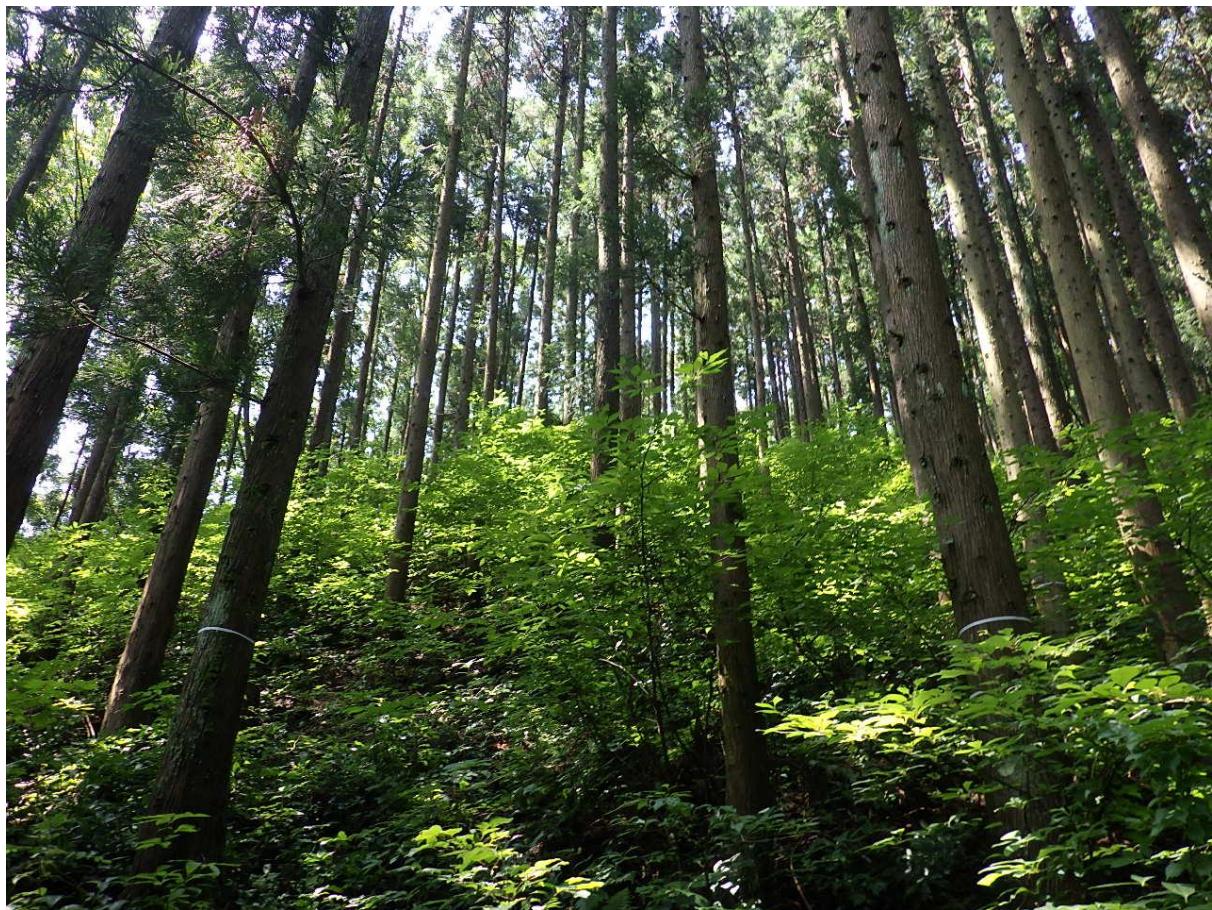


3号物件区域図



物件明細書

現地写真



委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 6 月 6 月 21 日

2 件 名 第1回立木販売

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
下越森林管理署村上支署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

別紙1－2

委任状

私は、都合により〇〇〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
下越森林管理署村上支署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

| | | | | | | | | |
|---|----|---|----|---|---|---|---|---|
| 億 | 千万 | 百 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | |

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約金額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
下越森林管理署村上支署長 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

別紙3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

立木販売箇所の事業計画書

提出日：

森林管理署長 森林事務所 森林官 殿

買受者の所在地：

名 称 :

代表者名 :

電 話 :

| 区分 | | 内容 | | | |
|-----------|-----------------------|-------|-------|---------|----------------|
| 場所及び数量等 | 契約方法 | ・公売 | ・隨契 | 契約月日 | |
| | 契約場所 | ・ | 国有林 | 林班 | 小班 |
| | 契約数量 | ・面積 | ha・樹種 | 外・材積 | m ³ |
| | 伐採方法 | ・皆伐 | ・間伐 | ・その他() | |
| 伐採搬出計画 | 作業の形態 | ・自社 | ・下請 | ・その他() | |
| | 作業期間 | ・(自) | (至) | | |
| | 搬出方法 | ・架線系 | ・車両系 | ・その他() | |
| | 従事作業員の内訳 | ・作業員数 | 名(常雇) | 名(臨時) | 名() |
| | 下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号 | ・住所: | | | |
| | | ・名称: | | | |
| | | ・代表者: | | | |
| | | ・電話: | | | |
| | | | | | |
| 現場責任者等の氏名 | 現場責任者の氏名等 | ・氏名: | | tel | |
| | 林業架線作業主任者 | ・氏名: | | | |
| | 地山掘削作業主任者 | ・氏名: | | | |
| | 車両系建設機械運転 | ・氏名: | | | |
| | かかり木の処理業務 | ・氏名: | | | |

安 全 指 導 等 の 記 錄

No.1

無 料 利 用 請 書

申請者住所

氏名（名称）

連絡先

申請年月日 年 月 日

承認者

承認番号 第 号

承認年月日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

| | |
|-------------|---|
| 国有林野 所在地 | |
| 利用用途 | |
| 国有林野面積 | |
| 利用期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 利用者 | 住所・連絡先： 氏名又は名称： |
| 添付資料 | 実測図、位置図 ※国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条第1項第2号又は第3号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。 |
| 備考 | |

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野（以下「利用承認地」という。）を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに森林管理（支）署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、森林管理（支）署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないと森林管理（支）署長が認めたときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として森林管理（支）署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理（支）署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し森林管理（支）署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 森林管理（支）署職員又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあつてもこれを拒まないこと。

無 料 利 用 請 書

申請者住所

氏名（名称）

連絡先

申請年月日 年 月 日

承認者

承認番号 第 号

承認年月日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

| | |
|-------------|---|
| 国有林野 所在地 | |
| 利用用途 | |
| 国有林野面積 | |
| 利用期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 利用者 | 住所・連絡先： 氏名又は名称： |
| 添付資料 | 実測図、位置図 ※国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条第1項第2号又は第3号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。 |
| 備考 | |

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野（以下「利用承認地」という。）を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに森林管理（支）署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、森林管理（支）署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないと森林管理（支）署長が認めたときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として森林管理（支）署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理（支）署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し森林管理（支）署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 森林管理（支）署職員又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあつてもこれを拒まないこと。

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分取者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件（国有林） 10.00%

2 号物件（国有林） 10.00%

3 号物件（国有林） 10.00%

※3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。